



# 商工会だより



発行者：西ノ島町商工会 TEL 6-1021 FAX 6-1964 kuniga\_nishi@shoko-shimane.or.jp http://kuniga.shoko-shimane.or.jp/ 平成 26 年 5 月発行

## 第53回 通常総会開催のお知らせ

平成26年5月19日(月) 午前10時30分～ 西ノ島町商工会館 2階会議室

- 議 事 ■ 第1号議案 平成25年度事業報告及び収支決算書、貸借対照表並びに財産目録の承認について(監査報告)
- 第2号議案 平成26年度事業計画及び収支予算(案)の決定について
- 第3号議案 平成26年度借入金最高限度額等の決定について
- 第4号議案 平成26年度更正予算の理事会一任について(報告事項)
- 平成25年度労働保険事務組合収支報告について

会員の方の出席をお待ちしています。  
出席していただいた会員の方には、昼食代を支給いたします。



## 第12回 とって隠岐 2014.5.31(sat)- 6.2(mon) スリーデーウォーク

今年も全国各地のウォーキング愛好者が来島します！西ノ島町は6月1日(日)、浦郷スタート10キロコースと、別府スタート20キロコースの2コースです。隠岐の魅力を堪能していただき、そしてまた来島していただけるよう、おもてなしの心でお迎えしましょう！みなさま！温かいご声援をお願いします!!



国賀海岸を歩く！遊歩百選感動コース！西ノ島町コース！

### 【10キロコース】

浦郷 9:00 スタート → 摩天崖 → 国賀海岸 → 浦郷ゴール

### 【20キロコース】

別府 8:20 スタート → 美田 → 浦郷 → 摩天崖 → 国賀海岸 → 浦郷ゴール

5月31日(土) 中ノ島・知夫里  
6月1日(日) 西ノ島町  
6月2日(月) 隠岐の島町

## マル経融資(経営改善貸付)のご案内

日本政策金融公庫では、小規模事業者の経営改善のお役にたてるように、無担保・無保証人の「マル経融資(経営改善貸付)」を取り扱っております。

4月10日現在 年1.45%  
利率は金融情勢によって変動いたしますので、お借入金利は、異なる場合がございます。

【問い合わせ先】 西ノ島町商工会 ☎6-1021 (担当：伊藤) お気軽に相談ください。

## 島根県最低賃金改定

時間額 664円 (前：646円)

平成 25 年 11 月 6 日から適用

【問い合わせ先】 島根労働局 ☎0852-31-1158  
松江労働基準監督署 ☎0852-31-1166

## 行事予定(5月)

- 5月10日(土) 島根県商工会青年部連合会通常総会(松江：商工会館)
- 13日(火) 西ノ島町商工会青年部通常総会(ロザージュ)
- 14日(水) 島根県商工会女性部連合会通常総会(仁摩町)
- 19日(月) 西ノ島町商工会通常総会(西ノ島町商工会館)
- 25日(日) 近畿国賀会(大阪市)
- 25日(日) 商工会青年部“絆”感謝運動・女性部草刈り(由良比女神社)
- 27日(火) 島根県商工会連合会通常総会

## 新人職員紹介

嘱託職員(平成26年4月1日採用) 濱田 瑞恵

この度、19年振りに地元西ノ島へ帰って参りました。趣味は幅広く「モノ創り」。料理、写真、動画編集……など、新しくモノを創りだすことが好きです。性格は父譲りの落ち着いた性格と、母譲りの大ざっぱな性格をおもいきり受け継いでおります。また、おだてにとっても弱く褒められるとなんでもやる性格です。仕事は真面目にすることはもちろんですが、私の第一は「仕事は楽しく!」。これまでの仕事で得た知識や経験、そして自身の趣味や性格を生かし、まだまだ未熟ではありますが皆様のお役に立てるよう努力して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。

ジョイメイトしまねが、社員の皆様の  
福利厚生をサポートします!

2068事業所・25,435人の会員をサポート(H26.4.1現在)

まずはお電話ください! (一財)島根県東部勤労者共済会  
〒690-0886 松江市母衣町55-4 松江商工会議所ビル2階  
☎0852-28-6555

## 印紙税改定のお知らせ

### 不動産の譲渡に関する契約書

「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、以下のとおり印紙税額が軽減されています。

記載された契約金	印紙税額 (1通又は1冊につき)
10万円を超え 50万円以下のもの	200円
50万円を超え 100万円以下 //	500円
100万円を超え 500万円以下 //	1千円
500万円を超え 1千万円以下 //	5千円
1千万円を超え 5千万円以下 //	1万円
5千万円を超え 1億円以下 //	3万円
1億円を超え 5億円以下 //	6万円
5億円を超え 10億円以下 //	16万円
10億円を超え 50億円以下 //	32万円
50億円を超えるもの	48万円

### 請負に関する契約書

「請負に関する契約書」のうち建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成30年3月31日までに作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、以下のとおり印紙税額が軽減されます。

記載された契約金	印紙税額 (1通又は1冊につき)
100万円を超え 200万円以下のもの	200円
200万円を超え 300万円以下 //	500円
300万円を超え 500万円以下 //	1千円
500万円を超え 1千万円以下 //	5千円
1千万円を超え 5千万円以下 //	1万円
5千万円を超え 1億円以下 //	3万円
1億円を超え 5億円以下 //	6万円
5億円を超え 10億円以下 //	16万円
10億円を超え 50億円以下 //	32万円
50億円を超えるもの	48万円

### 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書

記載された契約金	印紙税額 (1通又は1冊につき)
100万円以下のもの	200円
100万円を超え 200万円以下 //	400円
200万円を超え 300万円以下 //	600円
300万円を超え 500万円以下 //	1千円
500万円を超え 1千万円以下 //	2千円
1千万円を超え 2千万円以下 //	4千円
2千万円を超え 3千万円以下 //	6千円
3千万円を超え 5千万円以下 //	1万円
5千万円を超え 1億円以下 //	2万円
1億円を超え 2億円以下 //	4万円
2億円を超え 3億円以下 //	6万円
3億円を超え 5億円以下 //	10万円
5億円を超え 10億円以下 //	15万円
10億円を超えるもの	20万円
受取金額の記載のないもの	200円

※平成26年4月1日以降作成されるものについては、記載された受取金額が、5万円未満のものが非課税となります。